



## ニートとひきこもり

西田 亮介

(立命館大学特別招聘准教授)

1990年代後半から2000年代前半に、日本社会で若年世代の「無業」が社会問題として注目されるようになった。そのきっかけとなったのが、「ひきこもり」であり、雇用されておらず、教育も、就労のためのトレーニングも受けていない状態を指す「ニート (NEET: Not in Employment, Education, or Training)」であった。前者は、いまや「Hikikomori」として英語圏でも通じるようになったのみならず、同種の問題の存在が東アジアをはじめ世界的に認知されるようになった。後者はイギリスを起源としたものだったが、日本では、厚労省は各所でニートを、いわゆる若年無業者のことでありと説明している。

ここでいう若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」のことである。非労働力人口とは、15歳以上の人口から、就労者と求職活動を行っている完全失業者を除外した人口のことだが、果たして日本の実情を考慮すると、若年無業者の定義には、やや違和も残る。

最近では、若年無業者を、就職を希望し現在求職活動を行っている「求職型」、就職を希望するものの現在求職活動を行っていない「希望型」(『就業構造基本調査』の用語では、「非求職者」)、就職を希望しない「非希望型」(『就業構造基本調査』の用語では、「非就業希望者」)に区分することもある。この場合、ニートは、非求職型と非希望型が該当するとされる。

若年無業者の数は定義によって変わってくるが、内閣府は、15～34歳の若年無業者は60万人、15～34歳人口に占める割合を2.2%と見積もっている(『平成26年版 子ども・若者白書』)。ただし完全失業者を除外したり、家事従事者を除外する定義が適切かどうかという議論は必要と思われる。日本では、とくに女性が困窮したとき、暫定的に「家事従事」と称する事例についての指摘もなされているからである。

なおひきこもりについては、内閣府は「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」者を含む広義のひきこもりの数を、約69.6万人と推計している(『平成26年版 子ども・若者白書』)。

若年世代の無業が注目を集めるようになった背景として、就職氷河期の到来や、従来型の労働市場と労働規範の変容が生じたことを指摘できる。「日本型シス

テム」と呼ばれる、労働市場とセーフティ・ネットが互いに前提条件を供給してきた日本社会の、独特のシステムの機能不全が、従来あまり弱者として認知されていなかった若年世代の困窮や働き方の貧困に関心を集めることに繋がった。

その後、現在に至るまで、既に10年以上、ひきこもりやニートをはじめとする若年世代の就労に関する問題は根本的な解決を見せていない。むしろ無業期間の長期化と高齢化によって、問題が深刻化していることを鑑みると、1990年代末から2000年代前半は、日本型システムの「終わりののはじまり」だった。

こうした見立ては、大企業と正規雇用を前提としたものであった。この就労観は実態を反映したものではなかったが、過剰に標準的な存在として扱われ、学校における職業教育でも中心的な地位を占めた。言い換えると、いざ、自分が失職したときや、無職になったときに、どのように振る舞い、誰に／どこに助けを求めればよいのかを学ぶ機会はありませんでした。

もう一つ、企業社会が独占していたものとして、労働者の職業知識やスキルを高度化するための実質的な機会を挙げることができる。もちろんそれらの補完を目的とした外形的な制度としては、職業訓練校や大学などが存在する。かつて生涯教育や社会内にそのような機会を増加することが企図されたが、現在に至るまで、一部の給付金事業などを除くと普及したとはとてもいえないのが現状である。

英米圏では、たとえばMBAや資格の取得などが、ひとつのキャリアラダーとなっている。だが、日本では企業のOJTと、自社内で行う能力開発のほうに重きが置かれている。日本では大学や社会教育は、企業社会での信頼を得られていない現実がある。

昨今、企業社会から、G型L型の役割分担といった極論も大学に対して突きつけられているが、元々、白紙の人材供給を大学に求めていたのは企業社会であり、教育課程での人材育成に期待も、信頼もしてこなかった経緯もある。企業社会と大学が、人材育成の方法とコスト負担について、両者がより丁寧にコミュニケーションしていく必要があるだろう。

厚労省は平成26年の非正規雇用率を、36.7%と推計している。各世代で、非正規雇用率は上昇している

が、34歳未満の世代では、過去5年間で2倍以上に増加している。長く続く景気の低迷によって、企業が労働者に対してかけられるコストがいつそう低減するなかで、限定的だった企業による労働者への投資さえ見直しが進んでいる。

こうした状況を鑑みると、高度な職業スキルを修得する機会の格差が拡大している事態が推察される。狭き門をくぐり抜けて正規雇用に居続けたものだけが、企業社会で通用する（とされる）職業スキルを蓄積していくのである。一方で、非正規雇用で非熟練労働に就労した場合や、途中でそこから離脱してしまった場合、あるいは当初から参加できなかったものが、あとから職能や職業的スキルを高度化し、企業社会に提示することはますます困難になっている。両者の機会の格差は広がるばかりだ。

現在に近づくに連れて、若年世代を取り巻く環境条件はより厳しいものになりながらも、労働力としての若年世代に対する期待水準は高くなっている。大学生を例にとってみると、親世代の給料水準の低迷により、仕送り金額は大きく減少する一方で、デフレの影響でアルバイトの時給は低下した。文科省の通達によって、大学の授業は15回を義務化し、また出席要件が厳しくなる一方で、海外経験や社会貢献活動の経験など多様な経験が求められるのである。多くのステイクホルダーから、一貫性のないメッセージが、若年世代を振り回し、混乱させ、徒労感をもたらしめている。

ひきこもりやニート、若年無業者に共通して、根強い「自己責任」論も存在するが、なんら生産的ではない。憲法25条が生存権を保障し、生活困窮者を放置することは不可能であり、何らかの支援が求められる。厚労省は、2012年に公開した「生活保護を受給した場合と就業した場合の社会保障等に与える影響について」のなかで、25歳を起点に生涯生活保護を受けた場合と、勤労した場合のコストギャップを約1億5000万円と試算している。自己責任論はこの問題の解決にまったく寄与しない。

そもそも、内閣府の『平成26年版 子ども・若者白書』は、無業の原因の主たる原因として、病気、怪我を挙げている。若年無業者をはじめ困窮する若年世代の支援を行う認定NPO法人育て上げネットと筆者らによる若年無業者約2000人の生活実態調査でも、同様であった（『若年無業者白書』）。怪我や病気は必ずしも個人の責任とはいえない。

こうした自己責任論は、有業者と無業者の、あるいは正規雇用、非正規雇用のあいだの脆弱な境界を、過剰に強固なものにし、分断する。合理性という観点で

も、ひきこもりやニート、若年無業者に対する予防措置、労働市場への（再）参入支援が合理的である。だが、一部の保守的な政治にも誤ったメッセージを提供し、十分な政策形成が行われず、構造的問題が放置されているのは、根強く存在する世論のなかの「自己責任」論に起因するところが大きい。

高度経済成長期を支えた日本型システムが変容している以上、新しい労働規範、制度、セーフティ・ネットが不可欠である。それらの理念の不在が、ニートやひきこもりを巡る議論に象徴的に顕在化した。自己責任論を中和する作業も必要だろう。そのひとつに、認定NPO法人育て上げネットの理事長工藤啓氏と筆者が、「無業社会」と呼んでいるアプローチがある。筆者らは「誰もが無業になりやすく、一度無業になると抜け出しにくい社会」と定義した。自分は無業にはならなかったかもしれない。だが、パートナーや子ども、友人知人らも果たして、無業に陥らずに、これからの時代を生き抜いていくことができるだろうか。もしそこに確信をもった答えを用意できないなら、適切な政策的介入とセーフティ・ネットの構築が必要ではないか。そのような想像力の惹起を期待したアプローチである。

もちろん、課題もある。厳しい財政的制約のなかで、これまでの政策は、本当に機能していたか。効果的といえるか。情緒に訴えるだけでは、広範な共感は得られまい。共感の範囲を拡大しつつも、機能的で、合理的な政策の革新を希求する二正面作戦が必要である。

困窮には多様なかたちがある。概念や定義は、後からその輪郭を把握するために設けられたものに過ぎない。かつて、社会学者イヴァン・イリイチは、『脱学校化の社会』のなかで、「福祉関係の役所は、社会の創意工夫を専門的にも政治的にもまた財政的にも独占することを主張し、何が価値があるか、何が可能であるかということに基準をもうける。（中略）個々の簡単な要求に制度的な対応がなされるたびに、新しい種類の貧民や、貧困の新しい定義が生まれてくる」と述べた（同書、p.16）。

困窮は実在する。就労は困窮を解決する万能薬ではないが、ボトルネックであることもまた事実である。既存の定義や制度を過信せず、かといって、敵視もせず、新しい若年世代の困窮者のためのセーフティ・ネットを展望したい。

にしだ・りょうすけ 立命館大学大学院先端総合学術研究科特別招聘准教授。最近の主な著作に『無業社会』（共著、朝日新聞出版、2014年）。情報社会論、公共政策学専攻。